

# NPO法人ぐる一ぶ藤

## 常勤役員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人ぐる一ぶ藤（以下「本法人」という。）定款第16条の規定に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬、費用弁償および退職慰労金の支給について定めることを目的とする。

### (対象範囲)

第2条 この規程は、定款第12条第2項の規定により選任された理事長、会長、専務理事、常務理事で常勤の者を対象とする。

### (報酬の形態及び支給方法)

第3条 役員報酬は年俸を基準とする。ただし、月額報酬と一時金に分割して支給する事ができる。

2 専務理事、常務理事は使用人兼務役員の地位とし、その報酬には、職務手当等使用人給与を含むものとする。

3 月額報酬の支給日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）とし、一時金の支給時期は、原則として毎年6月、12月とする。

4 1年に満たない期間については、在任1ヶ月に対して年俸の12分の1を乗じた額を報酬とする。

### (役員報酬の決定方法)

第4条 役員報酬の額は、3年又は4年毎に本法人内に設置されている役員報酬検討委員会で審議し、その結果を参考に総会の承認を得て、役員の職位ごとに理事長が定める。

2 3年を経ず職員給与と役員報酬との均衡が不適切になったと判断されるときは、前項の規定の手続きにより役員報酬の改定を行うことがある。

3 役員報酬検討委員会委員は10人以下とし、任期は3年又は4年。部門代表会議で選任し、理事長が委嘱する。

4 部門代表会議委員は、15人以下とし、任期は2年。各部門責任者で構成する。

(退職慰労金等の支給)

第5条 役員が退職した場合には退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、理事会の承認を得て、理事長が決定するものとする。

3 在任中の功績が特に顕著と認められる役員については、退職慰労金の額に、その30%を超えない範囲で、理事会の承認を得て退職功労金として加算することができる。

(通勤手当)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給に準じて、通勤手当を支給することができる。

(休職時の取り扱い)

第7条 役員が疾病の治療その他の事由によって休職した時も、その任期中は報酬の全額を支払うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2013年 11月 1日から施行する。

この規程は、2018年 6月 2日から施行する。

この規程は、2024年 4月 1日から施行する。